

## 第3章 自然と人間との共生の確保

### 第1節 生物多様性の保全・活用

#### 1 現状と課題

地球上には1千万種を超える多様な生物種が存在しているといわれていますが、これら生物種はそれぞれの生態に適した環境と密接に結びあいながら生息生育しています。生物多様性条約では、生物の多様性を種、生態系、遺伝子の3つのレベルで捉えており、このどれもが適正に保全されることが必要であるとされています。

しかしながら、現在、生物多様性は様々な人間活動や人為の影響によって大きな脅威にさらされています。一つには開発や乱獲、汚染など直接的にもたらす種の減少や絶滅、生態系の破壊、分断を通じた生息生育域の消滅や減少など。次に、生活・生産様式などの変化に伴い自然に対する人為の働きかけが失われることなどによる里地里山等における環境の質の変化、種の減少や生息生育状況の変化、また、近年特に問題化している移入種等による生態系の攪乱など。これらの現状から生物多様性を保全していくことが、現在重要な課題となっています。このため、府においても各種施策によるの保全の取組や関係法令による体系的な保全対策、自然とのふれあいの場づくりや機会の提供など、様々な取組を進めています。

#### 2 多様な自然の保全

##### 希少な野生動植物種などの保全

野生動植物種は、生態系の基本的構成要素であり、その多様性によって生態系のバランスを維持しています。府内は日本海型気候から太平洋型気候に至る気候区分により、自然環境の変化に恵まれ、固有種を含む多様な野生動植物種を有しています。

しかし、現在、全国的に多くの動植物の種がその生存を脅かされており、そのことは府内においても例外ではありません。このような野生動植物の多様性を維持するためには、生物種や独特の生物群集を人為により消滅させてはならず、更には、絶滅のおそれのある種や希少種だけでなく、身近な自然の中に生息・生育している普通種も含めた多様な動植物相を全体として保全していかなければなりません。

生物の種は、生物圏における基本単位であり、その絶滅は種レベルの減少を引き起こすだけではなく、その種が構成要素となる自然生態系のバランスを変化させるおそれがあることから、種の保存は極めて重要であり、種の絶滅の防止のための施策の推進は緊急の課題であるといえます。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では、野生生物の種の絶滅を防止するため、国内希少野生動植物を指定するとともに、捕獲・流通等の規制、生息地等保護区の指定、保護増殖事業の実施をはじめとする各種施策を総合的に推進することとしています。14年12月現在、全国で62種の国内希少野生動植物種が指定されていますが、そのうちの数種については、府内でも生息が確認されています。

また、希少な野生生物種の保存などを図る上で、野生生物の生息状況の基礎資料の整備が不可欠であることから、府では絶滅のおそれのある野生生物や保護を要する地形・地質・自然現象、学術上貴重な自然生態系の現状を取りまとめて府内の生物多様性を保全する施策の基礎的データとして活用するため、13年度に府レッドデータブックを公表しました。

#### 【京都府レッドデータブックの概要】

地球上には1千万種にも及ぶ多様な野生生物が存在するといわれていますが、人間の活動によって、これまでにないほどの速さと規模で種の絶滅が進んでいるとされています。あらゆる野生

生物の種を絶滅から守っていくことは、生態系の保全から見ても、野生生物の持つ様々な価値を守る上からも緊急の課題であり、また野生生物の生存基盤である地形や地質、これらの総体である自然生態系も生物多様性の保全を進める上で重要な要因であり、本府においても総合的な取組が課題となっています。

このため府では、府内における絶滅のおそれのある野生生物や保護を要する地形地質、学術上重要な自然生態系について、その現状や保全対策を複合的に把握し、府内の生物多様性を保全する施策の基礎的データとして活用するため、10年度から4ヶ年をかけて府レッドデータ調査を行い、取りまとめて「京都府レッドデータブック」を発刊しました。

府レッドデータブックについては、府内図書館や府政情報センターなどに設置して広く府民にお知らせしています。今後、普及版やCD-ROM版の作成、ホームページ(URL <http://www.pref.kyoto.jp/intro/21cent/kankyo/rdb/>)での公表などを行い周知を図るほか、学識者やNPOによる希少野生生物等保全方策検討委員会を設置し、府内の希少種等の保全対策についての提言を取りまとめることとしています。



#### 野生生物種

府レッドデータブックに掲載された野生生物種（亜種・変種含む）は、動物722種、植物802種、菌類72種の計1,596種で、分類群別の選定種数は資料編資料7のとおりです。

この中には、キブネダイオウやカミガモソウ、キョウトギセルガイなど、京都の地名を冠したゆかりの種も多く見られるほか、メダカやタガメといった以前は普通に見られた種が著しく減少しているなどの現状が明らかとなりました。

#### 地形・地質・自然現象

府レッドデータブックに掲載された地形は86件、地質は90件、自然現象は37件で、分野別の掲載数は資料編資料6のとおりです。その中には天橋立や瑠璃溪、深泥池などの府民に身近な地形や貴重な化石や鉱物などが掲載されています。

#### 自然生態系の結果

府内の自然生態系の現状として、「地域生態系」、「生息生育地」、「人間 - 環境系の歴史的側面」の3つの観点から取りまとめました。地域生態系では府内の重要な植物群落36種類の特長と分布などのほか、地域生態系レッドリスト210ヶ所を紹介しています。そのほか、生息生育地として京都競馬場中央池や琵琶湖疏水での合同現地調査結果を、人間 - 環境系の歴史的側面として、府内におけるかつての自然景観やその背後にあった人と自然との関わりなどを現在との比較も含めながら紹介しています。

#### 多様な自然生態系の保全

本府は日本海から内陸に至る南北に長い地域となっているため、北部は日本海型気候に属し、冬期に積雪が多く見られるのに対し、南部は比較的温暖な瀬戸内海気候に属し、山間部や盆地では寒暖の差が大きいなど内陸性気候の特色も持ち合わせています。また、原植生は冷温帯ではブナなどの落葉広葉樹林、暖温帯ではシイやカシ類の照葉樹林であると考えられますが、自然現象による攪乱も含め、特に人為的な影響により大部分が代償植生に置き換わっています。このため、府内ではアカマツやコナラなどの二次林により構成された里山が多く、人の手がほとんど加わっ

ていない自然植生は河川源流部や社寺林など局地的に残るのみとなっています。このような多様な植物相や変化に富んだ気候条件、複雑な地形などの自然条件により、府内の自然生態系も多様なものになっています。府ではこれら自然生態系を保全するため、各種法令に基づき保護区域の設定を行っています。府内の主な自然保全区域の概要は次のとおりです。

#### 京都府自然環境保全地域

根拠法令：自然環境保全法、京都府環境を守り育てる条例

概要：原生的な自然として多種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境を府民の財産として未来に継承するため保全地域を設置し、厳正な保全を図る。

指定：2ヶ所 計221.87ha

#### 京都府歴史的な自然環境保全地域

根拠法令：京都府環境を守り育てる条例

概要：文化遺産と一体となって歴史的風土を形成し、文化上高い価値を持つ自然環境を府民の財産として未来に継承するため保全地域を設置し、厳正な保全を図る。

指定：10ヶ箇所 計297.83ha

#### 国立公園

根拠法令：自然公園法

概要：我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む。）であって、環境大臣が関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定するもの。

指定：1ヶ所 計1206ha

#### 国定公園

根拠法令：自然公園法

概要：国立公園に準じる優れた自然の風景地であって、環境大臣が関係都道府県の申出により、中央審議会の意見を聴き、区域を定めて指定するもの。

指定：2ヶ所 計7369ha

#### 京都府立自然公園

根拠法令：自然公園法、京都府立自然公園条例

概要：優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するため、府内の優れた自然の風景地について、京都府知事が条例に定めるところにより、区域を定めて指定するもの。

指定：3ヶ所 計127ha

#### 鳥獣保護区

根拠法令：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

概要：環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の捕獲を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的に鳥獣保護区を設定する。

指定：鳥獣保護区 68ヶ所 計29,061ha、特別鳥獣保護区 2ヶ所 計142ha

#### 天然記念物

根拠法令：文化財保護法

概要：文部科学大臣は、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いものを天然記念物に、また、天然記念物のうち特に重要なものを特別天然記念物に指定することができる。

#### 京都府指定・登録天然記念物

根拠法令：京都府文化財保護条例

概要：京都府の区域に存する記念物（動物、植物、地質鉱物）のうち重要なもの。

指定：府指定天然記念物14種類（植物13種類、動物1種類）

府登録天然記念物6種類（植物1種類、動物5種類）

#### 文化財環境保全地区

根拠法令：京都府文化財保護条例

概要：府教育委員会は京都府文化財保護条例の規定により指定・登録された有形文化財・記念物について、その保存のために必要があると認めるときは、文化財環境保全地区に指定することができる。

指定：京都府決定文化財環境保全地区 73地域

#### 国内希少野生生物種・生息地等保護区

根拠法令：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

概要：国内に生息生育する絶滅のおそれのある野生生物の種のうち政令で定める種を国内希少野生動植物種に指定し、その保存のため重要と認める保護区を生息地など保護区として指定する。

指定：府内に指定区域なし

#### 野生動植物の保護管理

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素であり、地域住民の快適な生活環境を保全する上で欠くことのできないものであるとともに、永く後世に伝えなければならない国民共有の財産です。府内においても、野生鳥獣の保護に関する関心は、ますます高まってきています。

府では、このような府民の要望に応えるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき第9次鳥獣保護事業計画（14～18年度）を策定し、鳥獣保護区等の設定のほか、鳥獣生息条件の整備、鳥獣の増殖、愛鳥思想の普及・啓発など各種施策に積極的に取り組んでいます。

##### (1) 野生鳥獣の捕獲規制

野生鳥獣の適正な保護に当たっては、一定の捕獲制限が必要であるため、国の規制により狩猟については捕獲できる鳥獣を生息状況等から47種とされていますが、更に、鳥獣保護区や休猟区の設定等に努めています。

##### (2) 鳥獣保護員の配置

鳥獣保護対策、特に鳥獣保護区の管理及び狩猟の適正化のため、鳥獣保護員55名を配置してこれに当たっています。

##### (3) 野生鳥獣の管理

特定の種の生息数の増加により、農林業被害や生態系への影響が懸念される場合等には、捕獲による個体数調整、被害防除施設の設置、里山の整備などによる生息環境の適正な管理等を総合的に推進することが必要です。このため、有害鳥獣駆除対策による生息数調整のほか、侵入防止柵等の設置による被害予防などを支援するため、市町村や農林業者への助成を行っています。

##### (4) キジの放鳥

府では、国鳥として古くから親しまれているニホンキジの増殖を図るため、鳥獣保護区、休猟区への放鳥を行っています。小学校児童による放鳥を行うなど、愛鳥思想の啓発にも寄与しています。

##### (5) 鳥獣生息調査等の実施

（野生鳥獣生息動態調査）

府内に生息する主要な野生鳥獣に関する基礎的データを得るため、専門調査機関に委託して調査を実施しています。

(鳥獣保護区等設定効果調査)

鳥獣保護事業計画の円滑な推進のため、鳥獣保護区、休猟区及びその周辺地域の生息状況について調査を行っています。

(6) 野鳥の森の管理

府立山城運動公園(太陽が丘)内に「野鳥の森」を設定し、野鳥の観察や森林浴を楽しめる場として整備しています。

(7) 傷病鳥獣の救護

傷病等により衰弱した野生鳥獣について、市町村と連携協力しながら救護に当たり、自然の中に戻していくよう努めています。

(8) 鳥獣保護思想の啓発

愛鳥ポスターコンクールの実施や巣箱等の資材配布、探鳥会等の指導などを通じ、自然保護思想の啓発を行っています。

### 移入種による影響対策

国外や国内の他地域から、野生生物本来の移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に導入された種を移入種(外来種)と呼び、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっています。移入種(外来種)は、在来の近縁種との交雑、他の種の捕食や生息地の占奪による在来種への圧迫、寄生生物や伝染病の持ち込み、農林水産業への被害などの悪影響などを引き起こすとされています。ひとたび侵入した移入種(外来種)が定着した場合、根絶することは極めて困難であることから、侵入の予防が最も重要ですが、侵入した場合には侵入初期段階での対応、定着した種の駆除・管理などの対策が必要となります。

府レッドデータブックでは、府内の希少な野生生物種や地域生態系などに特に悪影響を与える移入種(要注目種 - 外来種)として、アライグマやミシシippアカミミガメ、オオクチバス、スクミリンゴガイなど36種を掲載しており、府内に侵入した移入種の危険性に対する警鐘を行っています。

### 自然の保全・復元・創造

府内の多様な自然環境を適正に保全・復元するため、4年度に「緑と文化の基金」を活用した身近な自然環境保全推進事業を設置し、自然環境の保全を目的にした保全団体や市町村の取組に対して助成を行っています。これまでに、名木古木の蘇生やホタルの復元、水鳥の生息環境改善、鎮守の杜の復元などに取り組んできました。

13年度からは「21世紀型ビオトープ推進モデル事業」として、廃材や間伐材等を活用したエコアップガーデンづくりに取り組んでいます。ビオトープとは、もともとドイツ語で「生き物のすみか」という意味ですが、「生き物と人が共存できる場所を創造した空間」という意味に使われています。近頃では、メダカやトンボ、チョウなどを見かけることも少なくなってきましたが、こうした生き物が生息する身近な自然を復元させようと、学校や地域などのビオトープづくりを支援するため、緑と文化の基金事業の一環として取組を進めているものです。今後、この事業をもとに、エコアップガーデンのノウハウを蓄積するとともに、ビオトープづくりを指導できる人材の養成を図っていく予定です。

また、国においては開発などで損なわれた干潟や里山などの自然環境をNPOをはじめとする地域の多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな公共事業で再生することを目的とした「自然再生推進法」が14年12月に成立し、取組が進められつつあります。

### 貴重な地形・地質や土壌の保全及び温泉の保護

府内には多種多様な地形地質が存在し、その研究が進められています。そのため、府レッドデ

ータ調査では、野生生物の生存基盤である地形地質についても対象にして調査を行い、府内の地形地質の現状を府レッドデータブックに取りまとめました。

なお、府内の源泉数は、13年度末現在119ヶ所で、府内の分布状況は、丹後地域が最も多く、次いで京都市域、中部地域の順となっています。

### 3 自然環境の体系的な保全

各種制度による自然保護地域の指定推進と保全、管理

府内の多様な自然環境を適正に保全していくため、自然環境保全に関連する各種法令等に基づく様々な保護地域を設置するなど、関係諸施策を効果的に連携させ、総合的・重層的な保全に努めています。

#### (1) 府自然環境保全地域等

##### ア 指定状況

府は、原生的な自然として多種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境、あるいは、文化遺産と一体となって歴史的風土を形成し、文化上高い価値を持つ自然環境を府民の財産として未来に継承するため、府環境を守り育てる条例に基づき、府自然環境保全地域及び歴史的な自然環境保全地域を指定し、厳正な保全を行うこととしています。

13年度には丹後上世屋内山地区（宮津市・大宮町）において新規指定を行い、表3-16のとおり現在までに、府自然環境保全地域2地域、歴史的な自然環境保全地域10地域、計519.70haが指定されています。

表3-16 府自然環境保全地域等指定状況

府自然環境保全地域	2地域	221.87ha (102.75ha)
歴史的な自然環境保全地域	10地域	297.83ha (109.30ha)
( 総面積 )		519.70ha (212.05ha)

(注)面積欄中、( )内は特別地区の面積です。

#### 【丹後上世屋内山京都府自然環境保全地域の指定】

丹後半島の東部に位置する宮津市の世屋高原と大宮町の内山の境には近畿でも有数の規模を誇るブナの天然林が広がっています。ブナ林は緑のダムとも呼ばれるように豊富な水を土中の落葉層に蓄え、森の中の草木や動物たち、生き物の命を潤します。また、その水はブナ林の麓に住む人々の営みの源として、生活を支え、地域文化を育んでいます。

府では、この貴重なブナ林を大切に守り、将来の府民へと引き継いでいくため、14年3月に第2番目の府自然環境保全地域に指定しました。

この地域のブナ林は、これまでも地元の世屋財産区や五十河区、既に廃村となった旧内山村の幾世代もの人々により、地域の誇りとして大切に守られてきたものです。「あがりこ」と呼ばれる巨大な変木が多数点在すること、標高450mの比較的低い位置からブナが現れることが、この地域のブナ林の特徴であるとされています。保全地域では、開発や木竹の伐採、特定の野生動植物の捕獲・採取などに規制がかかるほか、自然環境保全監視員による巡視を行うなど厳



正な保全の取組を進めています。

(指定の概要)

指 定 日 14年3月26日

所 在 地 宮津市字上世屋、中郡大宮町字五十河

面 積 115.24ha

規制内容 特別地区・野生動植物保護地区(67.15ha)

木竹の伐採、土地の形質の変更や土石の採取等の行為は許可が必要。

オオモジガサやヒダサンショウウオなど21種の野生動植物の捕獲採取などを禁止。

普通地区(48.09ha)

土地の形質の変更等の行為は届出が必要。

表3-17 府自然環境保全地域等概要

	名 称	指定年月日	所 在 地	面積(ha)
歴	お と こ や ま 男 山	58.3.15	八幡市八幡高坊	18.25 (4.75)
歴	い わ と や ま 岩 戸 山	59.3.15	加佐郡大江町字仏性寺小字日浦ヶ嶽	13.28 (10.37)
歴	は な せ だ い ひ ざ ん 花 背 大 悲 山	60.3.15	京都市左京区花背原地町593	24.30 (18.70)
歴	と う の お 当 尾	60.12.20	相楽郡加茂町大字西小及び岩船	19.68 (2.33)
歴	お し お や ま 小 塩 山	62.3.10	京都市西京区大原野石作町	28.38 (4.13)
歴	じ ゅ う ぶ ざ ん 鷺 峰 山	63.3.18	相楽郡和束町大字原山小字鷺峰山	27.76 (12.80)
歴	ご ん げ ん や ま 権 現 山	元.3.24	中郡峰山町大字吉原小字権現山	14.83 (10.33)
歴	ぜ ん じ ょ う じ 禅 定 寺	2.3.9	綴喜郡宇治田原町大字禅定寺	15.60 (1.73)
歴	じ ょ う し ょ う こう じ 常 照 皇 寺	6.7.12	北桑田郡京北町大字井戸	29.37 (8.48)
歴	こ ん ご う い ん 金 剛 院	9.9.12	舞鶴市大字鹿原	106.38 (35.68)
自	か た な み が わ げ ん り ゅ う い き 片 波 川 源 流 域	11.3.30	北桑田郡京北町、京都市左京区広河原菅原町	106.63 (35.60)
自	た ん ご か み せ や う ち や ま 丹 後 上 世 屋 内 山	14.3.26	宮津市字上世屋、中郡大宮町字五十河	115.24 (67.15)

注) 1. 名称欄中、(歴)は歴史的な自然環境保全地域、(自)は府自然環境保全地域を示します。

2. 面積欄中、( )内は、特別地区及び野生動植物保護地区の面積です。

ただし、当尾は特別地区の指定のみ、岩戸山の野生動植物保護地区の面積は10.27haです。

#### イ 自然環境の保全及びふれあい対策

保全地域を適正に保全するため、保全地域案内板や標識類などを設置して保全地域の区域や禁止事項などについて来訪者への周知を図るとともに、自然環境保全監視員を配置し、違法行為に対する監視・指導を行っています。

また、地域住民による保全団体に対して、ゴミ拾いや草刈りなどの保全管理事業を委託実施なども行っています。

特に、府自然環境保全地域の第1号として11年3月に指定した片波川源流域には、府内でも特筆すべき豊かな自然が残されており、その厳正な保全のため重要な地域を公有地化する

とともに、特別地区を設定して立入りを制限し、自然環境保全監視員による巡視指導、リーフレット、ポスターによる啓発や案内板、標柱、注意標識等の設置を行っています。

一方、同保全地域普通地区内にあるアシウスギ巨木の伏条台杉群生地(府指定天然記念物)では、自然とふれあい、自然を学ぶ場としての活用を進めるため、観察路を整備し、また、来訪者を対象に保全地域を案内し、自然環境保全に対する理解を深めていただく手助けをする自然観察インストラクターの育成が地元住民の間で進められており、様々な自然観察会も開催されています。

## (2) 自然公園

### ア 指定状況

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資することを目的に指定されるものです。

府では、現在、自然公園法に基づき、国立公園1ヶ所、国定公園2ヶ所、府立自然公園条例に基づき、府立自然公園3ヶ所が指定されています。特に、府内の風光明媚な海岸線の大部分は、山陰海岸国立公園、若狭湾国定公園に指定されています。

貴重な自然や景観の保全を図るとともに、その計画的な利用を進めていくために、自然公園の新規指定及び拡大を図り、2010年指定面積の倍増を目指しています。

表3-18 自然公園面積

区分	公園名	関係市町(県)名	指定年月日	面積(ha)			
				陸域			海中公園 地区
				計	特別地域	普通地域	
国立公園	山陰海岸	久美浜町、網野町 (鳥取県、兵庫県)	8.12.25 2.4.6 (8.12.25)	1,206 (8,784)	1,187	19	21 (67)
国定公園	琵琶湖	京都市、宇治市、宇治 田原町 (滋賀県)	25.7.24 37.11.9 (10.8.24)	1,643 (97,601)	1,643	-	-
	若狭湾	舞鶴市、宮津市、岩滝 町、伊根町、丹後町、 網野町、大宮町 (福井県)	30.6.1 43.5.1 2.4.3 12.9.1 (2.10.23)	5,726 (21,183)	5,622	104	-
小計				8,575	8,452	123	21
府立自然公園	笠置山	笠置町	24.11.10	20	20	-	-
	るり溪	園部町	24.6.8	36	21	15	-
	保津峡	京都市、亀岡市	24.8.31 57.3.30	71	68	3	-
小計				127	109	18	-
合計				8,702	8,561	141	21

(注) 面積の計の欄の( )内の数字は、他県に属する面積を含めた全面積

## イ 環境保全対策

### (ア) 保護計画

自然公園においては、優れた自然の風景地を維持するため、保護計画を定めています。保護計画では、特に保護する必要が高い地域を特別区に指定し、工作物の新・改・増築、立木の伐採、土地の形状の変更等は要許可行為として規制しています。また、特別区域に含まれない普通地域においては、一定規模以上の工作物の新・改・増築、土石の採取、水面の埋立てなどの行為について届出制とし、現在の景観を極力保護するように努めています。



#### (1) 管理と啓発

自然公園内の優れた景観地を保護し、その利用の増進を図るため、巡回点検、清掃、草刈等維持管理に努めるとともに、府内市町の協力を得たクリーン作戦、広報誌、ポスターを利用した自然保護思想の普及・啓発活動を実施しています。

#### (2) 利用施設の設備

優れた自然環境の中で、公園の快適な利用の増進を図るため、国立公園・国定公園に関する公園計画及び事業計画を定めて、休憩所、野営場、水泳場、展望施設等の整備を進め、野外レクリエーション活動の場として利用者の便に供しています。また、府立自然公園についても各種の施設を設置して、広く府民が利用できるよう、施設整備を進めています。

### (3) 鳥獣保護区

#### ア 設定状況

鳥獣は、自然を構成する大切な要素として、自然生態系の維持に重要な役割を担っています。これら鳥獣の保護繁殖を図るため、必要な区域について「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区を設定し、鳥獣の捕獲を禁止するとともに、特に重要な地域については、特別保護地区を指定して、各種行為を規制する等の生息環境の保全を図り、多様な鳥獣の生息環境を保全しています。

このほか、一定地域の狩猟鳥獣の増加を図るため休猟区、銃猟による危険防止のための銃猟禁止区域の設定を積極的に進めています。

府では、現在、鳥獣保護区68ヶ所29,061ha、特別保護地区2ヶ所142ha、休猟区4ヶ所3,451ha、銃猟禁止区域51ヶ所41,051haを設定し、鳥獣の生息環境の適切な保全を図っています。

#### イ 環境保全対策

鳥獣保護区等の効果を高めるために、標識や案内板の設置、巣箱等保護施設の充実を図っています。

### (4) 天然記念物

天然記念物は、文化財保護法等に基づき、多様性に富み固有の文化形成にも寄与している自然を記念するとともに、学術的に貴重な自然を指定し、その保存を図ることを目的としています。

現在、文化財保護法に基づく天然記念物は、府内のもの9件と2府県にわたるもの（京都、滋賀）1件、地域を定めず指定されているが府に関係が深いもの5種が指定されており、そのうちカモシカとオオサンショウウオの2種は特別天然記念物となっています。

また、府文化財保護条例に基づく天然記念物は、地域を定めているもの15件と地域を定めていないもの5種が指定・登録されています。

その他、市町村においても条例により特異で貴重な自然を天然記念物に指定・登録し、保護を図っています。

天然記念物に指定された区域においては、生育・生息環境の現状を変更する行為を制限し、また、指定された貴重な動物種にあっては、捕獲を規制し、繁殖や生息に影響を及ぼすおそれのある行為の予防等を通じて、それらの保護を図ることになっています。

更に、指定された天然記念物については、その適切な保護管理を期すため、現状の把握調査、保存管理計画の策定、生息・生育環境の維持・改善や給餌等による個体数の回復措置の実施、農作物等の総合的な食害防止対策の実施、民有地の買い上げ等が行われています。

府では、貴重な自然・文化遺産である国指定の天然記念物「深泥池生物群集」の適切な保存のため、京都市が行う民有地の買い上げ事業に対して補助を行っています。

表3 - 19 府内の指定等記念物件数

(14年3月末現在)

種別 法令区分	特別史跡名勝天然記念物				史跡名勝天然記念物			
	史跡	名勝	天然記念物	計	史跡	名勝	天然記念物	計
文化財保護法による指定	3	11	0	14	75	39	9	123
府文化財保護条例による指定・登録	-	-	-	指定	19	16	14	49
				登録	-	-	6	6

#### 公共事業における自然環境への配慮

府では道路整備や河川、港湾整備事業、農業農村整備事業などにおいても環境との調和を視野に入れた取組を進めています。道路整備においては雨水を地下に浸透させる透水性舗装の採用や木製の水防ダムの採用など溪流の景観や生態系といった自然環境との調和を進めた砂防事業、水辺の地域特性を活かした親水施設や生態系保全施設など、環境の保全と創造を推進しています。

#### 「環境にやさしい農業」等自然環境に配慮した農林水産業の推進

農業は、洪水調節、地下水かん養、水質浄化などの機能を持ち、本来、環境と最も調和した産業ですが、欧米では1980年代から農薬や化学肥料、家畜ふん尿等が引き起こす地下水や土壌汚染など、農業生産がもたらす環境破壊が社会問題となり、近年、我が国においても他府県の一部で同様の事例が見られるようになりました。

そこで、これからの農業においては、農業が有する環境に対するプラスの機能を維持・増進するとともに、各種の技術や資材を活用すること等により環境に対するマイナス面を軽減する地球環境に配慮した農業（環境保全型農業）を推進する必要があることから、6年6月、府における「環境にやさしい農業」推進基本方針を策定したところです。基本方針においては、重点推進課題として「農作物が生き生きと育つ土づくり」「適正施肥と適正防除」「地域未利用資源のリサイクル活用」「新技術・新素材の開発と活用」及び「府民合意による推進運動の展開」の5項目を掲げ、また市町村においても「市町村環境にやさしい農業推進方策」を策定し、環境にやさしい農業が府内全域に普及・定着するよう、地域における特色のある取組を展開しています。

また、家畜ふん尿堆肥等の有機性資源を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の節減を併せて行う高度な農業生産方式の導入を促進するために、11年度に「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を定め、これらの生産方式を導入する農家の経営計画を知事が認定することとし、15年1月現在で92戸を認定しています。なお、認定農家をエコファーマーと呼んでいます。

畜産においては、環境問題に対する意識の高まり等に対応し、家畜排せつ物の野積み、素掘り等不適切な管理を解消し、その有効な利用を図ることが重要な課題となっており、11年7月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定され、16年11月には管理施設の構造設備に関する基準が施行されることになっています。

この状況に対応するため、従来から中部地域を中心に、市町やJAが積極的に関与して進められてきた広域堆肥センターの整備と併せて、点在化の進む畜産農家の現状に対応した小規模な施設整備も進められています。

これらの施設で生産された堆肥は、土壌に還元され農産物の生産に活用されるなど、持続性の高い農業生産に役立てられており、また、家畜排せつ物と併せて食品系残さを一体的に処理する取組も進められつつあり、資源リサイクル型農業の推進が図られています。

水産業においては、環境負荷の軽減を図るため、トリガイなど二枚貝の無給餌養殖を推進するとともに、魚類養殖については適切な給餌を進めています。

また、林業分野では、9年から間伐材を利用した治山ダムの整備を進めており、木材の利用促進を通じて豊かな森林を育成することはもちろん、地球温暖化防止への貢献や生物多様性保全にも役立っています。

#### 基礎的データの収集・分析、保全技術の調査研究

貴重な自然環境の現状を把握するためには、継続的な自然環境調査を行う必要があります。これまでに自然環境の実態把握のために必要な基礎資料を得るため、国が行っている自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)を、48年度の第2回調査から環境省の委託を受けて実施してきました。13年度は第6回自然環境保全基礎調査の一環として、種の多様性調査「哺乳類分布調査」を実施しました。

また、府内の貴重な自然環境の実態を把握するため、府単独の自然環境調査として昭和48年度から、植生調査、野生動植物調査、社寺林調査、ブナ林調査などを実施し、府の自然保護施策の基礎的な資料として活用されてきました。

このほか、片波川源流域や丹後のブナ林の保全活用方法を検討するための調査として、5年度から8年度にかけて、「貴重な緑の環境を守る調査」を実施しました。その調査結果をもとに現在は両地域とも府自然環境保全地域に指定され、府民の貴重な財産として保全されるとともに自然とのふれあいの場としての活用が行われるなど、保全と活用の調和が図られているところです。

#### 自然環境保全の中核拠点

府内の自然の現状や変遷、更には自然生態系のメカニズムや人と自然との適正な関係などについて調査・研究し、その情報を広く府民に提供するとともに、ボランティアの活動拠点とするため、自然環境保全の中核拠点の機能の充実が重要ですが、現時点においては、府内に存在する多様な自然系施設や研究機関の機能を有機的に結びつけて自然環境保全拠点として活用するとともに、近隣府県の自然史博物館とも連携しつつ、府の自然保護行政を進めています。

#### 地域住民活動の支援と、その負担軽減策の検討

府内の優れた自然環境を保全・復元し、自然とのふれあいを推進するとともに、地域住民の積極的な保全活動を促進するため、緑と文化の基金を活用した各種助成制度を創設し、自然環境の保全団体や市町村への支援を行っています。

##### (1) 身近な自然環境保全推進事業

地域のシンボルとなっているなど、地域の人々に親しまれている優れた自然環境を保全・復元するため、保全団体や市町村が実施する、「名木古木の蘇生」「ゲンジボタルの復元」「水鳥の生息環境改善」「湿原や天然湖沼の保全」「鎮守の森の復元」「植物群落の保全」などの取組を支援しています。

##### (2) ふるさとの自然環境と歴史的風土保全活動助成事業

地域固有の風土に生まれ、地域の生活文化との関わりが深い自然環境や歴史的風土を保全する地道な活動を促進するため、保全団体等が実施する「鎮守の森、並木等歴史的な自然環境の保全活動」「里山等自然環境の保全活動」などの取組を支援しています。

##### (3) ふるさとの自然200選ふれあい推進事業

府民と自然のふれあいを推進するとともに、自然豊かな地域づくりを促進し、もって府民の自然環境の保全意識、ふるさと意識の高揚を図るため、地域のシンボルとなっている自然環境をテーマとして市町村が実施する、「自然保全・活用プランの策定」「自然体験・学習活動の推進」「自然保護キャンペーンの実施」「啓発資料の作成」「ボランティアの育成」「自然環境の学習施設・創造施設の整備」などの取組を支援しています。

表3 - 20 身近な自然環境保全推進事業一覧（13年度）

地区	事業名	実施主体	事業概要
京都市	小野の大杉（山の神） 保全保護事業	小野の大杉（山の神） 保存会	山の神として古くから地域の人々に親しまれている大杉の樹勢回復
	海宝寺のモッコク保全 事業	伏見区桃山町正 宗の木斛を守る	伊達政宗のお手植えと伝わるモッコクの樹勢回復
	鳴滝三宝寺ヤマモモ・ サクラ保全・保護事業	三宝寺の緑を守る 会	三宝寺境内の古木ヤマモモ及び名木車返しのサクラ等樹勢回復
城陽市	水度神社参道並木の保 全事業	城陽市	水度神社参道並木の保全手法の調査と保全保護事業
山城町	鳴子川水系「サワガ ニ・モリアオガエル」 保護整備事業	山城町	鳴子川水系に生息するサワガニ・モリアオガエル生息環境の保全手法検討
木津町	相楽神社のケヤキ保護 事業	相楽神社保存会	京都の自然200選に選定されているケヤキの蘇生事業
笠置町	白砂川等ぼたるの生息 保護事業	笠置ぼたるの生 息を守る会	白砂川のホタルの生息調査及び保護対策
和束町	八坂神社の大杉保全保 護事業	和束町	京都の自然200選に選定されているスギの古木の蘇生
亀岡市	亀岡市動植物生息状況 調査事業	亀岡市	貴重な自然が残っている地域を中心にした動植物生息調査
綾部市	上林川に生息する魚類 の保全事業	上林川を美しく する会	清流上林川に生息する魚類の生息調査、保全手法検討事業
舞鶴市	杉山大杉神社大杉とタ ブノキ	杉山の大杉を守 る会	杉山大杉神社の大杉とタブノキの合体樹の蘇生事業
網野町	琴引浜・離湖周辺の野 鳥生息生態調査	網野町	貴重な自然が残る琴引浜・離湖周辺の野鳥の生息生態調査
合計	12件		

表3 - 21 ふるさとの自然環境と歴史的風土保全活動助成事業一覧（13年度）

地区	事業名	実施主体	事業概要
大山崎町	天王山の竹林整備事業 （自然）	大山崎竹林ボラ ンティア	町のシンボルとなっている竹林を保護管理するために必要な器具や保管庫の設置
綾部市	八幡神宮の樹木保存事業 （自然）	今田町自治会	ツクバネガシの古木で親しまれている八幡宮社境内の森の保全に必要な器具の整備
大江町	「毛原棚田」の生態系保 全事業（自然）	毛原区	日本の棚田百選にも認定された棚田の生態系を保全するため、棚田ビオトープ池の整備
野田川町	三河内の里山保全事業 （自然）	とでっさっさ共 和国	三河内地区内の山の家周辺の里山を保全・整備するために、草刈機などの整備用具の購入
	阿知江 部神社の鎮守 の森整備事業（自然）	阿知江 部神 社保存会	地域のシンボルである阿知江 部神社の鎮守の森における、散策路の補修と作業用具の購入
	明鏡神社の森整備事業 （自然）	明鏡神社の森を 守る会	地域の人々に親しまれている明鏡神社の鎮守の森の危険個所の整備のための枝払い等
合計	6件		自然 6件

表3 - 22 ふるさとの自然200選ふれあい推進事業一覧（13年度）

実施主体	事業名	事業概要
城陽市	城陽市自然ふれあい推進事業	身近な自然環境である里山について、市民、特に子供たちが興味を持ち親しむことができるように「啓発パンフレット」を作成するとともに、身近にある豊かな自然の象徴としての名木・古木に市民が親しめるよう、「表示板の設置」等を行う。
	テーマ 里山、名木・古木	
井手町	井手町人と自然のふれあい推進 事業	動植物調査により得られた成果をもとに、自然の活用と保全についての基本方針を定めるほか、自然環境保全意識の向上を図るための各種情報発信を行う。
	テーマ 動植物全般	本年度については、地域の自然環境情報を住民が様々な活用できるよう、自然環境図鑑及びCD-ROMを作成する。
亀岡市	亀岡・ふるさとの自然100選ふれ あい推進事業	亀岡市内には、平の沢公園のオニバスや愛宕神社の森のムササビなどを始めとして豊かな自然が数多くあり、「亀岡ふるさとの自然100選として選定作業」を行うとともに、これらをフィールドとした「自然観察会」や、ふるさとの自然をテーマにした「環境シンポジウム」を開催する。
	テーマ 平の沢公園のオニバス、愛宕神 社の森のムササビほか	
京北町	片波川源流域ふれあい推進事業	府第1号として指定された片波川源流域府自然環境保全地域の伏条台杉群など、ふるさとの優れた自然にふれあうとともに、保全意識の高揚を図るための現地指導者を養成するため、「インストラクター（自然観察ガイド）の養成研修」、「ガイドウォークの実施」、「観察コースの整備」等を実施する。
	テーマ 片波川源流域	
宮津市	世屋高原ふれあい推進事業	世屋高原のブナ林は、近畿有数の広がりを持ち、多様な動植物の宝庫である。また、近隣に広がる大フケ湿原は、貴重な動植物が生息し、高原一帯の変遷を知ることでもできる貴重な場となっている。この世屋高原の豊かな自然にふれ親しんでもらうことにより、その重要性を認識してもらうとともに、自然観察などの場とするため、「散策路の整備・管理」、「自然観察会の開催」及び「シンポジウムの開催」を行う。
	テーマ 世屋高原・大フケ湿原等	
5市町5事業		

#### 4 自然とのふれあいの推進

##### 自然とふれあう機会の提供

自然環境を適正に保全するには、府民一人ひとりが自然の価値・機能を正しく認識し、保全意識を身につけ、自らその保全に努めることが重要です。このため、府ではポスターやリーフレット等啓発資材を作成し、広く普及に努めるとともに、自然観察会やスタンプラリーなどを実施して、優れた自然にふれることを通じて自然保護意識の高揚に努めています。

13年度は、みどりの日の山城町神童寺周辺での自然観察会のほか、東山の日向神社周辺、宇治・朝日山周辺、岩戸山、るり溪、深泥池においてそれぞれ自然観察会を開催するとともに、京都の自然200選のうち12ヶ所の巨樹・巨木を対象に「巨樹に会いに行こう。」をテーマにスタンプラリーを実施し、多くの府民の参加を得ることができました。

##### (1) 自然観察会

14年度は、みどりの日の南禅寺から琵琶湖疏水での自然観察会のほか、亀岡の犬飼川周辺、山城町の不動川砂防歴史公園周辺、花背大悲山寺谷川支流、大江山、上賀茂神社においてそれぞれ自然観察会を開催し、総勢250名の参加がありました。

##### (2) 京都の自然200選スタンプラリー

14年度は京都の自然200選のうち「水探訪～自然を育む“水”をたずねて～」をテーマに、水に関連の深い地域、金引の滝（宮津市）や美山川（美山町）、保津峡（亀岡市）など14ヶ所を対象にスタンプラリーを実施し、492名の参加がありました。

##### 自然とふれあいの場の確保

##### (1) 府自然環境保全地域等の施設整備

保全地域を府民と自然とのふれあいの場として活用するため、4年度から順次、施設整備を実施してきました。安全に保全地域内で自然観察などができるよう、散策路や道標、手すりなどを設置するほか、地域の自然環境や歴史、文化などを紹介する案内板、樹名札、巣箱、休憩施設などの整備を緑と文化の基金事業の一環として取り組みました。

##### (2) 人にやさしい保全地域の推進

府では、9年度から人にやさしい保全地域の推進に取り組んでいます。

この取組では、身体に障害等のある人もない人も、ともに安心して保全地域の自然とふれあえるよう、バリアフリー施設整備を行うほか、ネイチャーフィーリング（五感を使ったからだの不自由な人たちの自然観察会の手法）による自然観察の推進や活用のためのガイドマップの作成を行うこととしています。

これまでに、男山府歴史的な自然環境保全地域におけるネイチャーフィーリングの基本計画を策定したほか、その計画に基づき、点字案内板や触知図自然解説板、点字樹名札の設置や車椅子で森の中に進入できるルートなどの施設整備やネイチャーフィーリングの手法などを紹介したガイドマップの作成を行いました。

また、自然観察指導員などへの研修を行い、からだの不自由な方々も参加した自然観察会を行っています。

##### (3) 自然公園の利用施設整備

優れた自然環境の中で、公園の快適な利用の増進を図るため、国立公園・国定公園に関する公園計画及び事業計画を定めて、休憩所、野営場、水泳場、展望施設等の整備を進め、野外レクリエーション活動の場として利用者の便に供しています。また、府立自然公園についても各種の施設を設置して、広く府民が利用できるよう、施設整備を進めています。

##### (4) 都市と農村の交流

市町村等が進める都市と農山漁村の交流拠点の整備に対して支援するほか、都市と農山漁村の交流に関する情報発信や、イベントの開催等を行っています。

また、丹後の美しい海を活かした観光などとの連携を強めながら、遊漁、海洋レクリエーション、水産物加工、漁業体験などの「海業」を総合的に展開するとともに、府民が海に親しむ拠点としての漁港・漁村や海岸の整備を行っていきます。これらの取組を通じ、漁村における滞在型の余暇活動（ブルーツーリズム）を推進します。

#### 自然環境の特性を活かした地域づくり

地域の自然特性を活かした地域づくりを進める一環として、京都の自然200選やふるさとの自然観察路を選定し、様々な取組を進めています。

##### (1) 京都の自然200選

京都の自然200選は、緑と文化の基金事業の一環として、府内に所在する優れた自然環境の中から200ヶ所を選定したものです。3年6月に植物部門50点を選定し、順次、4年9月に動物部門45点、植物部門（植物群落）5点、5年8月に地形・地質部門46点、7年3月に歴史的な自然環境部門56点の4部門計202点を選定しました。

##### (2) ふるさとの自然観察路

ふるさとの自然観察路は、府民の自然とふれあいを推進するため、自然に親しむ活動の一環として、誰でも、手軽に自然観察が行えるよう、府内13ヶ所の観察適地を選定し、紹介したものです。各地域に観察ルートを選定し、ガイドブック等で紹介しているほか、案内板を設置し地域の自然の特性などを紹介しています。

#### 自主的活動の支援及び人材の育成

##### (1) 自然観察指導員の育成

府では、自然観察会を開き、自然保護教育の実践するボランティアリーダーとして自然観察指導員の育成に努めています。自然保護の基本的な考え方や自然観察の方法を学び、自然保護教育が実践できるよう、(財)自然保護協会(NACS-J)と共催で自然観察指導員講習会を数年ごとに開催して府民の指導員への登録を支援しています。

また、自然観察指導員のレベルアップを図るため、自然観察の新しい知識や観察手法などを行う研修会を開催しています。13年度は南山城少年自然の家において講習会を開催し、60名の自然観察指導員を新たに育成しました。

##### (2) きょうとふピオトープネットワーク研究会の設置

地域や学校、企業等にピオトープを普及させるための方策について、専門家や教育関係者、市民団体等広く府民と協働で研究をし、ピオトープ普及の支援機関としてピオトープネットワークづくりを進めるため、14年度に府民参加事業の一環として「きょうとふピオトープネットワーク研究会」を設置しました。同研究会では、実際のピオトープ事例をもとに、学校や地域、企業等でのピオトープづくりの支援の方法や指導方法について、府民を交えていっしょに学んでいくため、ピオトープ塾を開催するとともに、学校ピオトープ実践校や指導アドバイザー情報などのネットワーク化を図るためにホームページの作成を行っています。

#### 自然環境教育・学習の充実

21世紀を担う子供たちに対しては、豊かな人格形成を図る上で自然への理解や認識を深めることがますます大切になっていることから、学校教育の場などを通じて自然環境教育・学習の充実を図る必要があります。府では次代を担う子供たちの環境問題への理解と関心を深めるため、2年度から小学校5年生を対象に「京都の自然発見」の作成し配布しています。13年度は、理科や社会など教室での教材としての活用だけでなく、総合的な学習の時間の導入を踏まえて、自分たちのまわりの環境を自分の目で確かめ、自分で考え、自然に学ぼうという意味から、「自然発見2002環境まなぶつく」として作成し配布しました。